

鞆の浦しおまち海道サイクリングロード振興協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、鞆の浦しおまち海道サイクリングロード振興協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、官民協働により、鞆の浦しおまち海道サイクリングロードの利用促進に向けた環境整備や機運醸成の検討や取組を行い、観光振興や地域活性化を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会では、官・民の役割分担のもと、鞆の浦しおまち海道サイクリングロードに係る次の取組を推進する。

- (1) サイクリストの走行環境整備や受入環境整備の向上に関する事。
- (2) サイクリングロードの機運醸成に関する事。
- (3) ナショナルサイクルルートに関する事。
- (4) その他目的の達成に必要な事項に関する事。

(構成)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 自転車関係団体
- (2) 経済団体
- (3) 観光事業者
- (4) 交通事業者
- (5) 国
- (6) 県
- (7) 市
- (8) その他

2 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会の会議を進行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、所掌事務が終了するまでの期間とする。

(オブザーバー)

第6条 協議会には、第3条の所掌事務の遂行に係る必要な助言等を得るため、オブザーバーを置くことができる。

2 前項のオブザーバーは協議会に参加し、参加者の求めに応じて助言等を行う。

(会議)

第7条 委員は、やむを得ない理由のため協議会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。なお、代理の者は被代理人である委員と同一の団体に所属している者とする。

2 会長は必要に応じて、会員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(組織)

第8条 協議会には、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 事務局は、建設局建設管理部建設政策課に置く。

附 則

この要綱は、2024年（令和6年）12月9日から施行する。